

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成24年4月分～）

（長崎県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料			
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
等級	月額		3月まで	4月から	3月まで	4月から
			9.53%	10.06%	11.04%	11.61%
1	58,000	円以上 ～ 円未満 63,000	5,527円	5,834円	6,403円	6,733円
2	68,000	63,000～73,000	6,480円	6,840円	7,507円	7,894円
3	78,000	73,000～83,000	7,433円	7,846円	8,611円	9,055円
4	88,000	83,000～93,000	8,386円	8,852円	9,715円	10,216円
5	98,000	93,000～101,000	9,339円	9,858円	10,819円	11,377円
6	104,000	101,000～107,000	9,911円	10,462円	11,481円	12,074円
7	110,000	107,000～114,000	10,483円	11,066円	12,144円	12,771円
8	118,000	114,000～122,000	11,245円	11,870円	13,027円	13,699円
9	126,000	122,000～130,000	12,007円	12,675円	13,910円	14,628円
10	134,000	130,000～138,000	12,770円	13,480円	14,793円	15,557円
11	142,000	138,000～146,000	13,532円	14,285円	15,676円	16,486円
12	150,000	146,000～155,000	14,295円	15,090円	16,560円	17,415円
13	160,000	155,000～165,000	15,248円	16,096円	17,664円	18,576円
14	170,000	165,000～175,000	16,201円	17,102円	18,768円	19,737円
15	180,000	175,000～185,000	17,154円	18,108円	19,872円	20,898円
16	190,000	185,000～195,000	18,107円	19,114円	20,976円	22,059円
17	200,000	195,000～210,000	19,060円	20,120円	22,080円	23,220円
18	220,000	210,000～230,000	20,966円	22,132円	24,288円	25,542円
19	240,000	230,000～250,000	22,872円	24,144円	26,496円	27,864円
20	260,000	250,000～270,000	24,778円	26,156円	28,704円	30,186円
21	280,000	270,000～	26,684円	28,168円	30,912円	32,508円

平成24年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.06%)に介護保険料率(1.55%)が加わります。

健康保険料率のうち、6.05%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、4.01%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします ～